



# 熊本県公報

第11824号  
平成21年7月17日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 平成21年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領…………… (財政課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 13
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 14
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 14
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 14
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 15
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 15
- 道路の区域変更…………… ( // ) 16
- 道路の供用開始…………… ( // ) 16
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 16
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 17

### 公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 17
  - 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 17
  - 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 17
  - 土地改良区役員の退任…………… (農村計画・技術管理課) 17
  - 第38回採石業務管理者試験の実施…………… (産業支援課) 18
  - 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画・技術管理課) 18
  - 団体営土地改良事業施行の適否決定…………… ( // ) 19
  - 団体営土地改良事業施行の適否決定…………… ( // ) 19
  - 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 20
  - 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 20
  - 平成21年度登録販売者試験の実施…………… (薬務衛生課) 21
  - 技術・技能者育成事業業務委託の受託者の選定…………… (労働雇用総室) 24
- ### 登 載 依 頼
- 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 24
  - 熊本県高等学校産業教育設備整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入に関する一般競争入札の実施…………… ( // ) 26
  - 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 29
  - 平成21年度第2回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催…………… (熊本県公共事業再評価監視委員会) 32
  - 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (警察本部交通企画課) 32

## 告 示

**熊本県告示第669号**  
 平成21年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算が平成21年6月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。  
 平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 平成21年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

平成21年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,610,267千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ784,871,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

## （地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		<b>6,875,036</b>	<b>692,636</b>	<b>7,567,672</b>
	1 分担金	732,572	10,000	742,572
	2 負担金	6,142,464	682,636	6,825,100
2 使用料及び 手数料		<b>11,191,639</b>	<b>510</b>	<b>11,192,149</b>
	1 手数料	3,276,637	510	3,277,147

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		<b>98,421,809</b>	<b>58,756,956</b>	<b>157,178,765</b>
	1 国庫補助金	60,306,856	58,732,491	119,039,347
	2 国庫委託金	2,948,362	24,465	2,972,827
4 財産収入		<b>3,074,078</b>	<b>34,587</b>	<b>3,108,665</b>
	1 財産運用収入	1,164,683	34,587	1,199,270
5 繰入金		<b>26,034,255</b>	<b>3,963,023</b>	<b>29,997,278</b>
	1 基金繰入金	22,069,597	3,963,023	26,032,620
6 諸収入		<b>36,436,348</b>	<b>2,743,555</b>	<b>39,179,903</b>
	1 貸付金収入	24,076,272	2,669,268	26,745,540
	2 受託事業収入	1,378,298	15,000	1,393,298
	3 雑収入	4,348,541	59,287	4,407,828
7 県債		<b>130,705,000</b>	<b>△ 581,000</b>	<b>130,124,000</b>
	1 県債	130,705,000	△ 581,000	130,124,000
歳入合計		<b>719,260,737</b>	<b>65,610,267</b>	<b>784,871,004</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		<b>32,559,825</b>	<b>1,812,466</b>	<b>34,372,291</b>
	1 総務管理費	13,005,854	106,600	13,112,454
	2 企 画 費	4,364,527	1,243,582	5,608,109
	3 防 災 費	990,805	462,284	1,453,089
2 民 生 費		<b>75,359,744</b>	<b>8,136,859</b>	<b>83,496,603</b>
	1 社会福祉費	49,611,185	8,027,512	57,638,697
	2 児童福祉費	21,938,834	109,347	22,048,181
3 衛 生 費		<b>41,264,364</b>	<b>378,945</b>	<b>41,643,309</b>
	1 公衆衛生費	30,557,272	294,068	30,851,340
	2 環境衛生費	7,980,005	84,877	8,064,882
4 労 働 費		<b>5,603,176</b>	<b>7,650,352</b>	<b>13,253,528</b>
	1 職業訓練費	1,448,268	150,566	1,598,834
	2 失業対策費	3,813,963	7,499,786	11,313,749
5 農 水 産 業 林 業 費		<b>64,914,142</b>	<b>12,632,411</b>	<b>77,546,553</b>

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 農 業 費	12,830,193	2,074,118	14,904,311
	2 畜 産 業 費	4,393,870	3,410,000	7,803,870
	3 農 地 費	24,749,722	185,000	24,934,722
	4 林 業 費	17,109,877	5,633,421	22,743,298
	5 水 産 業 費	5,830,480	1,329,872	7,160,352
6 商 工 費		<b>30,833,886</b>	<b>3,034,962</b>	<b>33,868,848</b>
	1 商 業 費	23,824,424	2,736,210	26,560,634
	2 工 鉱 業 費	6,449,511	241,752	6,691,263
	3 観 光 費	559,951	57,000	616,951
7 土 木 費		<b>102,054,185</b>	<b>28,784,499</b>	<b>130,838,684</b>
	1 土 木 管 理 費	27,814,094	513	27,814,607
	2 道 路 橋 り ょ う 費	40,354,229	15,924,750	56,278,979
	3 河 川 海 岸 費	18,053,315	5,980,211	24,033,526
	4 港 湾 費	4,184,025	4,913,956	9,097,981
	5 都 市 計 画 費	9,493,219	1,800,000	11,293,219

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	6 住 宅 費	2,155,303	165,069	2,320,372
8 警 察 費		<b>40,159,741</b>	<b>620,278</b>	<b>40,780,019</b>
	1 警察管理費	36,595,080	313,225	36,908,305
	2 警察活動費	3,564,661	307,053	3,871,714
9 教 育 費		<b>167,273,625</b>	<b>2,428,483</b>	<b>169,702,108</b>
	1 教育総務費	23,630,205	1,153,120	24,783,325
	2 中学校費	34,477,392	4,758	34,482,150
	3 高等学校費	33,379,441	553,421	33,932,862
	4 特別支援 学 校 費	8,947,198	339,455	9,286,653
	5 大 学 費	941,231	14,490	955,721
	6 社会教育費	2,744,797	63,472	2,808,269
	7 保健体育費	1,884,321	299,767	2,184,088
10 諸 支 出 金		<b>42,351,761</b>	<b>131,012</b>	<b>42,482,773</b>
	1 繰 出 金	6,187,352	131,012	6,318,364
歳 出 合 計		<b>719,260,737</b>	<b>65,610,267</b>	<b>784,871,004</b>

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
道路改築事業 (国道266号高戸2号トンネル) 上天草市	平成22年度 ～平成23年度	千円 740,000
	年次別内訳	
	平成22年度 平成23年度	440,000 300,000

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融 資として総額421億7,300万円 の範囲内で融資した資金につ いて熊本県信用保証協会が保 証債務の履行をした場合の損 失補償	平成21年度 ～平成32年度	千円 220,249	平成21年度 ～平成32年度	千円 226,249
	2 事務機器等賃借	平成22年度 ～平成27年度	813,449	平成22年度 ～平成27年度
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成22年度	195,349	平成22年度	198,254
	平成23年度	172,031	平成23年度	174,936
	平成24年度	171,858	平成24年度	173,071
	平成25年度	171,364	平成25年度	172,577
	平成26年度	96,318	平成26年度	96,723
	平成27年度	6,529	平成27年度	6,529

第3表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 3,472,000	(借入先) 財務省、地		据置期間を 含め30年以内	千円 3,492,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	655,000	方公共団体金		半年賦元利	721,000			
林道国庫補助事業費	1,478,000	融機構、会社、 その他		均等償還又は 元金均等償還、	1,653,000			
治山国庫補助事業費	2,090,000	(借入方法)		満期一括償還 等	2,296,000			
保安林整備国庫補助事業費	273,000	証書借入又 は証券発行(他		但し、県財	293,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	144,000	の地方公共団		政の都合によ	112,000			
漁港国庫補助事業費	640,000	体との共同発 行を含む。)		り、繰上償還 をなし、又は	1,064,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	4,202,000	(その他)	年 10 %	借り換えをす ることができる。	3,495,000			
道路維持国庫補助事業費	2,792,000	工事その他 の都合により、	以 内		6,388,000			(補 正 前 に 同 じ)
河川国庫補助事業費	1,708,000	一部もしくは			2,332,000			
砂防国庫補助事業費	2,038,000	全部を翌年度 以降に繰り下			2,392,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	184,000	げて借り入れ することがで			303,000			
港湾建設国庫補助事業費	704,000	きる。			2,054,000			
街路国庫補助事業費	1,288,000	発行価格が			1,071,000			
都市公園整備事業費	31,000	額面金額を下 回るときは、			681,000			
公営住宅建設事業費	461,000	その発行差額 をうめるため			82,000			
空港直轄事業金負担金	131,000	必要な金額を 加算した額を			159,000			
農地海岸直轄事業金負担金	360,000	限度額とする ことができる。			378,000			
治山直轄事業金負担金	127,000				138,000			
道路直轄事業金負担金	5,830,000				7,510,000			
河川直轄事業金負担金	3,024,000				4,775,000			
砂防直轄事業金負担金	167,000				254,000			
港湾直轄事業金負担金	777,000				1,830,000			
総合行政ネットワーク整備事業費	372,000							

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
阿蘇くまもと空港 周辺県有地 整備事業費	千円 6,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金		据置期間を 含め30年以内	千円			
老人福祉施設 整備事業費	264,000	融機構、会社、 その他		半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	192,000			
ふるさと農道緊急 整備事業費	38,000	(借入方法) 証券借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)		但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。				
単県農業農村 整備事業費	31,000	(その他)	年 10 %		1,013,000			
森林総合研究所 特定中山間保全 整備事業費	94,000	工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。	以 内		269,000			
産業技術センター 整備事業費	521,000	発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			300,000			
単 県 道 路 整備事業費	6,918,000				605,000			
天 草 空 港 整備事業費	49,000							(補 正 前 に 同 じ)
単 県 街 路 整備事業費	1,728,000							
警 察 施 設 整備事業費	171,000							
交 通 安 全 施 設 整備事業費	443,000							
県立高等学校 整備事業費	3,235,000							
文 化 財 保 存 整備事業費	14,000							
県営体育施設 整備事業費	78,000							
計	46,538,000				45,957,000			

## 平成21年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

平成21年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,516,087千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ733,776,824千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		98,421,809	12,066,821	110,488,630
	1 国庫補助金	60,306,856	12,066,821	72,373,677
2 繰入金		26,034,255	2,449,266	28,483,521
	1 基金繰入金	22,069,597	2,449,266	24,518,863
歳 入 合 計		719,260,737	14,516,087	733,776,824

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		<b>75,359,744</b>	<b>14,463,087</b>	<b>89,822,831</b>
	1 社会福祉費	49,611,185	12,192,838	61,804,023
	2 児童福祉費	21,938,834	2,242,053	24,180,887
	3 生活保護費	3,760,397	28,196	3,788,593
2 衛 生 費		<b>41,264,364</b>	<b>53,000</b>	<b>41,317,364</b>
	1 公衆衛生費	30,557,272	53,000	30,610,272
歳 出 合 計		<b>719,260,737</b>	<b>14,516,087</b>	<b>733,776,824</b>

平成 2 1 年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 1 年度熊本県の育英資金貸与基金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 129,216千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,436,599千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金			129,216	129,216
	1 一 般 会 計 入 金		129,216	129,216
歳 入 合 計		1,307,383	129,216	1,436,599
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		1,307,383	129,216	1,436,599
	1 育 英 資 金	1,307,383	129,216	1,436,599
歳 出 合 計		1,307,383	129,216	1,436,599

平成 2 1 年度熊本県病院事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 1 年度熊本県病院事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 1 年度熊本県病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	1,589,432千円	938千円	1,590,370千円
第 2 項 医 業 外 収 益	749,620千円	938千円	750,558千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	1,580,691千円	938千円	1,581,629千円
第 1 項 医 業 費 用	1,468,243千円	938千円	1,469,181千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第 1 款 資本的収入	0千円	858千円	858千円
第 1 項 一般会計負担金	0千円	858千円	858千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	190,330千円	1,716千円	192,046千円
第 1 項 建設改良費	21,831千円	1,716千円	23,547千円

熊本県告示第 6 7 0 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 1 年 7 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂貫字咄合 1 9 6 4 番 2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字咄合 1 9 6 4 番 2 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第671号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県宇土市上網田町字瀬戸1185番、1194番・1195番合併、1200番、字中ノ瀬2354番、2355番、2356番1、2364番、字穴ノ迫2381番、2383番、2384番・2385番合併、2387番1、2387番2、2395番、2398番、2400番、2401番、字谷迎2402番・2403番合併、字二重2596番、2597番、2598番・2599番合併
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第672号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字町ノ川内1154番1、1154番2、1244番、1245番2、1245番3、1246番、字西ノ川内1611番2から1611番4まで、1612番、1613番、字中川原1671番2、1672番、1674番2、1675番から1677番まで、1705番、1718番2、字立平1749番2、1749番4、字尾崎下2939番2、2942番、2943番、2947番、字中川原1680番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字町ノ川内1154番1・1244番・字西ノ川内1611番2・1611番3・1612番・字中川原1672番・1674番2・1675番・1676番（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第673号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市志柿町字内ノ木場5773番1、5777番・5778番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字内ノ木場5773番1・5777番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第674号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字神瀬乙字戸屋121番1、字籐瀬133番4、133番6、133番7、133番9
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字籐瀬133番4・133番6・133番7(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第675号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成21年7月17日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草市志柿町字中ノ塩屋 475番3地先から 同所 475番1地先まで	前	17.3 ～ 34.2	56.0	単防災 (通) (法面 保護工)
			後	17.6 ～ 43.1		
一般県道	南田内大臣線	上益城郡山都町下市字小倉迫 262番2地先から 同町長原字後谷 766番1地先まで	前	5.0 ～ 17.0	427.0	単道改 (改築 による 拡幅の ため)
			後	9.0 ～ 23.0		
一般県道	外牧大林線	菊池郡大津町大字大林字竹迫 743番2地先から 同所 742番3地先まで	前	4.1 ～ 6.5	64.0	単道改 (改築 による 拡幅の ため)
			後	4.8 ～ 6.5		
一般県道	松橋インター線	宇城市松橋町萩尾字葛谷 2037番1地先から 同所 2037番1地先まで	前	17.4 ～ 19.0	48.5	廃道
			後	12.8 ～ 18.6		

2 区域を変更する期日 平成21年7月17日

**熊本県告示第676号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年7月17日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡五和線	天草市五和町城河原二丁目字平ノ 95番2地先から 同町城河原三丁目字柏ノ木 664番2地先まで	前	5.9 ～ 18.1	240.0	緊道整 C（仮 設道路 撤去の ため）
		天草市五和町城河原一丁目字村木 7番3地先から 同町城河原三丁目字柏ノ木 664番2地先まで		12.4 ～ 18.3		
		天草市五和町城河原一丁目字村木 7番3地先から 同町城河原三丁目字柏ノ木 664番2地先まで	後	12.4 ～ 18.3	100.0	

2 区域を変更する期日 平成21年7月17日

**熊本県告示第677号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年7月17日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	天草市天草町下田南字鬼海 3915番1地先から 同町下田南字新田 4000番2地先まで	340.0	地域連 携国道 （現道 の付け 替え）

2 供用を開始する期日 平成21年7月17日

**熊本県告示第678号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問入浴介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ケンアイエクシード介護事業部 菊池郡菊陽町原水1157番地3	株式会社ケンアイエクシード	平成21年7月15日

**熊本県告示第679号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。

平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問入浴介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ケンアイエクシード介護事業部 菊池郡菊陽町原水1157番地3	株式会社ケンアイエクシード	平成21年7月15日

**公 告****熊本県公告第386号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字福生丸3093番1  
243.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市野々島3102番地  
九重 安宏

**熊本県公告第387号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市福原字村上1135番1  
345.19平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市福原1133番地  
合志町出分区長 早田 豊

**熊本県公告第388号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市幾久富字城戸内1129番1の一部  
494.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市帯山七丁目15番43号  
宇藤 親次  
熊本市帯山七丁目15番43号  
宇藤 やす子

**熊本県公告第389号**

玉名郡和水町に事務所を置く菊水町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	田上 原一	玉名郡和水町岩尻 9 0 2 番地

**熊本県公告第 3 9 0 号**

採石法（昭和 2 5 年法律第 2 9 1 号）第 3 2 条の 1 3 の規定により、第 3 8 回採石業務  
 管理者試験を次のとおり実施する。

平成 2 1 年 7 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験を実施する日時  
 平成 2 1 年 1 0 月 9 日（金）  
 午前 1 0 時から正午まで
- 2 試験を実施する場所  
 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
 熊本県庁本館地下大会議室
- 3 試験の方法及び科目  
 試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。  
 （1）岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）  
 （2）岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って  
 生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に  
 関する技術的な事項
- 4 受験願書の受付期間等  
 平成 2 1 年 7 月 1 7 日（金）から平成 2 1 年 9 月 2 5 日（金）まで（閉庁日を除く。）。  
 受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）と  
 する。なお、郵送による申込みの場合は、9 月 2 5 日までの消印があるものに限り受け  
 付ける。
- 5 提出書類  
 （1）業務管理者試験受験願書  
 （2）履歴書  
 （3）受験票  
 （4）写真（手札形とし、受験願書提出前 6 か月以内に撮影した正面上半身像で、そ  
 の裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）  
 （5）受験手数料  
 受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により 8, 0 0 0 円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先  
 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
 熊本県商工観光労働部産業支援課 資源班  
 電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 3 2 2

**熊本県公告第 3 9 1 号**

宇土市に事務所を置く網津土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出が  
 あったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公  
 告する。

平成 2 1 年 7 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	木村 勝義	宇土市網引町 1 1 8 0 番地
理事	伊藤 俊一	宇土市住吉町 2 5 0 5 番地
理事	野村 義光	宇土市網津町 2 1 0 7 番地
理事	野添 至	宇土市網津町 3 3 0 2 番地
理事	境口 時春	宇土市網津町 3 3 4 5 番地
理事	平尾 忠徳	宇土市網津町 2 7 0 3 番地
理事	平野 徳嗣	宇土市網津町 1 5 2 9 番地
理事	土田 良一	宇土市網津町 1 4 1 2 番地
理事	沖 雄太郎	宇土市網津町 1 2 番地
理事	西山 昭土	宇土市住吉町 2 0 番地
理事	稲田 武彦	宇土市住吉町 2 8 0 4 番地
理事	稲田 和俊	宇土市住吉町 1 5 7 5 番地の 1

理事	小田 寿幸	宇土市住吉町 2 6 8 2 番地
理事	山本 賢一	宇土市住吉町 2 6 1 3 番地
理事	山本 信秋	宇土市住吉町 2 0 4 1 番地の 1
理事	牧野 和孝	宇土市住吉町 1 5 4 4 番地の 4
理事	黒田 晴行	宇土市笹原町 1 5 1 5 番地
理事	奥村 繁夫	宇土市住吉町 8 5 5 番地の 1
理事	石本 良一	宇土市住吉町 2 4 6 9 番地の 1
監事	奥村 哲憲	宇土市住吉町 2 5 3 0 番地
監事	野口 民生	宇土市網津町 2 4 0 9 番地
監事	伊藤 光則	宇土市笹原町 2 0 5 番地の 3
就任		
理事	甲斐 豊	宇土市網引町 3 3 7 番地
理事	伊藤 俊一	宇土市住吉町 2 5 0 5 番地
理事	野村 義光	宇土市網津町 2 1 0 7 番地
理事	野添 至	宇土市網津町 3 3 0 2 番地
理事	境口 時春	宇土市網津町 3 3 4 5 番地
理事	平尾 忠徳	宇土市網津町 2 7 0 3 番地
理事	平野 徳嗣	宇土市網津町 1 5 2 9 番地
理事	土田 良一	宇土市網津町 1 4 1 2 番地
理事	江副 龍二	宇土市網津町 3 9 番地の 2
理事	本田 秀信	宇土市住吉町 1 3 9 番地
理事	近藤 篤人	宇土市網津町 2 6 0 3 番地の 1
理事	稲田 和俊	宇土市住吉町 1 5 7 5 番地の 1
理事	小田 寿幸	宇土市住吉町 2 6 8 2 番地
理事	山本 賢一	宇土市住吉町 2 6 1 3 番地
理事	山本 静男	宇土市住吉町 2 0 2 4 番地
理事	牧野 和孝	宇土市住吉町 1 5 4 4 番地の 4
理事	太田 黒耕二	宇土市笹原町 1 3 6 7 番地の 3
理事	奥村 繁夫	宇土市住吉町 8 5 5 番地の 1
理事	隈部 功美	宇土市住吉町 3 1 1 8 番地
監事	奥村 哲憲	宇土市住吉町 2 5 3 0 番地
監事	野口 民生	宇土市網津町 2 4 0 9 番地
監事	伊藤 光則	宇土市笹原町 2 0 5 番地の 3

熊本県公告第 3 9 2 号

山鹿市長中嶋憲正から協議のあった山下地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 21 年 7 月 9 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 21 年 7 月 17 日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
山下地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 21 年 7 月 21 日から平成 21 年 8 月 17 日まで
- 3 縦覧場所  
山鹿市役所

熊本県公告第 3 9 3 号

西原村長日置和彦から協議のあった宮山地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 21 年 7 月 9 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15

日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。  
平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
宮山地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年7月21日から平成21年8月17日まで
- 3 縦覧場所  
西原村役場

**熊本県公告第394号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を南小国町役場に掲示する。  
平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
梅木 春夫、河津 敦子、河津 龍介
- 2 通知の趣旨  
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。  
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成21年6月23日付け熊本県告示第600号による。

**熊本県公告第395号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。  
平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1334号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	窒素全量：5.5 りん酸全量：1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	熊本県果実農業協同組合連合会 熊本県熊本市小 山町1846番地	平成24年7月8日
熊本県肥第1306号	なたね油かす及びその粉末	5.3 なたね油かす粉末	窒素全量：5.3 りん酸全量：2.0 加里全量：1.0	該当なし。	肥後製油株式会社 熊本県菊池郡大 津町室1985番地	平成27年7月9日
熊本県肥第1348号	魚かす粉末	7.0 魚粕粉末1号	窒素全量：7.0 りん酸全量：6.0	該当なし。	株式会社三成 熊本県熊本市川 口町1917	平成27年7月9日
熊本県肥第1367号	混合石灰肥料	果樹園芸用混合石灰肥料	アルカリ分：58.0 く溶性苦土：20.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元 浜町4丁目78番地	平成27年7月9日
熊本県肥第111	炭酸カルシウム	炭酸苦土石灰	アルカリ分：55.0	その他の制限事項は、公定	白雲石工業株式会社	平成27年7月1

9 号	ム肥料	M 6	可溶性苦土 : 6. 0	規格のとおり。	兵庫県尼崎市元 浜町 4 丁目 7 8 番地	9 日
熊本県肥 第 1 1 2 0 号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰 M 1 0	アルカリ分 : 5 5. 0 可溶性苦土 : 1 0. 0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元 浜町 4 丁目 7 8 番地	平成 2 7 年 7 月 1 9 日
熊本県肥 第 1 2 1 3 号	生石灰	生石灰	アルカリ分 : 8 0. 0	該当なし。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元 浜町 4 丁目 7 8 番地	平成 2 7 年 8 月 2 3 日
熊本県肥 第 1 2 1 4 号	消石灰	消石灰	アルカリ分 : 6 5. 0	該当なし。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元 浜町 4 丁目 7 8 番地	平成 2 7 年 8 月 2 3 日
熊本県肥 第 1 4 0 9 号	混合有機質肥料	ライス ブラン 肥料	窒素全量 : 2. 2 りん酸全量 : 3. 2 加里全量 : 1. 2	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	西日本殖産有限 会社 熊本県八代市松 崎町 1 5 9 番地 1	平成 2 4 年 7 月 1 0 日
熊本県肥 第 1 3 9 5 号	混合有機質肥料	S Y B - T	窒素全量 : 2. 8 りん酸全量 : 1. 8 加里全量 : 1. 4	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	エーザイ生科研 株式会社 東京都文京区本 郷 4 丁目 8 番 1 3 号	平成 2 4 年 7 月 1 7 日
熊本県肥 第 1 3 4 9 号	炭酸カルシウム肥料	1 0. 0 炭酸 苦土石 灰	アルカリ分 : 5 3. 0 可溶性苦土 : 1 0. 0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	有限会社坂本石 灰工業所 熊本県玉名市下 2 7 3 - 1	平成 2 7 年 7 月 2 4 日
熊本県肥 第 1 3 5 0 号	炭酸カルシウム肥料	5 3. 0 炭酸 カルシ ウム肥 料	アルカリ分 : 5 3. 0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	有限会社坂本石 灰工業所 熊本県玉名市下 2 7 3 - 1	平成 2 7 年 8 月 8 日

**熊本県公告第 3 9 6 号**

薬事法（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）第 3 6 条の 4 第 1 項の規定により登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、薬事法施行規則（昭和 3 6 年厚生省令第 1 号）第 1 5 9 条の 4 第 2 項の規定により公示する。

平成 2 1 年 7 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験

(1) 日時 平成 2 1 年 1 1 月 8 日（日） 午前 1 0 時から午後 3 時 3 0 分まで

試験の説明を午前 9 時 3 0 分から行うので、それまでに試験室に入室すること。

試験時間	試験項目
午前 1 0 時から正午まで	医薬品に共通する特性と基本的な知識 人体の働きと医薬品 医薬品の適正使用・安全対策

午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで	主な医薬品とその作用 薬事関係法規・制度
------------------------------	-------------------------

(2) 場所 熊本大学工学部 2 号館 熊本市黒髪二丁目 3 9 番 1 号  
 ※ 試験会場には受験者用の駐車場がないので、試験当日は必ず公共交通機関を使用すること。

(3) 試験実施方法  
 試験は、次の項目について筆記試験を行う。

試 験 項 目	問題数
医薬品に共通する特性と基本的な知識	2 0 問
人体の働きと医薬品	2 0 問
医薬品の適正使用・安全対策	2 0 問
主な医薬品とその作用	4 0 問
薬事関係法規・制度	2 0 問

※ 九州各県では、試験日及び試験問題を統一して試験を実施します。

2 受験手続等

(1) 受験願書の請求  
 受験願書は、熊本県健康福祉部薬務衛生課及び各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））で配布するほか、熊本県庁ホームページに受験願書等の様式を掲載する。  
 なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、140円分の切手を貼った角2形の封筒（1部請求の場合））を同封のうえ請求することとする。

(2) 願書受付期間  
 平成 2 1 年 8 月 1 7 日（月）から同年 9 月 4 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。ただし、郵送による場合は、平成 2 1 年 8 月 1 7 日（月）から同年 9 月 4 日（金）までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 提出先  
 最寄りの各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））又は熊本県健康福祉部薬務衛生課

(4) 提出書類  
 提出書類は、次のとおりとする。また、受験資格及びこれを有することを証する書類は、3 に掲げるとおりとする。

- ア 登録販売者試験受験願書
- イ 受験資格を有することを証する書類
- ウ 写真

提出前 6 箇月以内に撮影したもので、縦 5 c m、横 4 . 5 c m 程度の上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、受験願書に貼付すること。

(5) 受験手数料  
 受験手数料として、13,000円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付すること。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

(6) 郵送で提出する場合  
 郵送で提出する場合は、必ず書留とし、「登録販売者試験受験申込」と朱書きすること。熊本県収入証紙によらない場合は、次のとおりとする。

- ア 手数料を現金で納付する場合は、受験願書等に 13,000円を同封し、現金書留で郵送すること。
- イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、受験願書等に郵便為替（普通為替）13,000円分を同封し、書留で郵送すること。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

3 受験資格及びこれを有することを証する書類

受験資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとし、当該受験資格を有することを証する書類は、当該各号に掲げるとおりとする。  
 ただし、実務経験終了見込みの者については、実務経験見込証明書を提出し、受験日前日までに改めて実務経験証明書を提出すること。

(1) 旧大学令（大正 7 年勅令第 3 8 8 号）に基づく大学及び旧専門学校令（明治 3 6 年勅令第 6 1 号）に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者 卒業証書の写し（原本を提示すること。）又は卒業証明書

※ 郵送で提出する場合は、卒業証明書とする。

(2) 平成 1 8 年 3 月 3 1 日以前に学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者（1）と同じ

(3) 平成 1 8 年 4 月 1 日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（同法第 8 7 条第 2 項に規定する 6 年制課程の薬学部に限る。）を修

- めて卒業した者 (1) と同じ
- (4) 旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) に基づく旧制中学若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であつて、薬局、一般販売業 (卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業、店舗販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に1年以上従事したものの卒業証書の写し (原本を提示すること。 ) 又は卒業証明書 (郵送で提出する場合は、卒業証明書とする。 ) 及び実務経験 (見込) 証明書
- (5) 薬局、一般販売業 (卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業、店舗販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に4年以上従事した者 実務経験 (見込) 証明書
- (6) 上記 (1) から (5) までに該当する者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり、上記 (1) から (5) までに該当する者と同等以上の知識経験を有する者で次のいずれかに該当するものとして熊本県知事が認めたもの
  - ア 外国薬学校卒業者等のうち、平成17年2月8日付け薬食発第0208001号医薬品局長通知「外国薬学校卒業者等の薬剤師国家試験受験資格認定の取扱いについて」で示した薬剤師国家試験受験資格の認定基準と照らし合わせて、上記 (1) から (3) までに該当する者と同等であると認められるもの 卒業証書
  - イ 高等学校卒業程度認定試験合格者であつて、薬局、一般販売業 (卸売一般販売業を除く。 )、薬種商販売業、店舗販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に1年以上従事したものの認定試験合格書及び実務経験 (見込) 証明書
- ※1 卒業証書 (卒業証明書) に記載されている氏名が願書提出時点と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本を併せて提出すること。
- ※2 平成20年度に本県が実施した登録販売者試験を受験した者 (欠席した者を除く。 ) については、受験資格を有することとを証する書類の提出を省略することができる。省略する場合は、願書余白に「平成20年度第1回試験受験」又は「平成20年度第2回試験受験」と記入すること。
- ※3 旧制中学又は高等学校と同等以上の学校として、専修学校、専門学校等は含まれないため、受験資格の疑義については、事前に各地域振興局衛生環境課 (保健所衛生環境課 (熊本市の保健所を除く。 ) ) 又は熊本県健康福祉部薬務衛生課に問い合わせること。

4 受験票  
 受験票は、受験願書受付後、平成21年10月中旬に受験者あて送付する。  
 なお、受験票が平成21年10月20日 (火) までに届かない場合は、熊本県健康福祉部薬務衛生課に問い合わせること。

5 願書提出後の注意事項  
 願書提出後に、願書等の内容に変更を生じた場合若しくは誤記等が判明した場合は、速やかにその旨を願書を提出した窓口又は熊本県健康福祉部薬務衛生課に申し出ること。

6 合格発表等  
 (1) 発表日時  
 平成21年12月9日 (水) 午前10時に各地域振興局保健福祉環境部 (保健所 (熊本市の保健所を除く。 ) ) 及び熊本県庁行政棟本館1階ホールに合格者一覧表を掲示する。また、熊本県庁ホームページにも掲載する。  
 合格者には本人あての合格通知書を郵送し、電話による合否の問い合わせには一切応じないものとする。

(2) 得点に関する掲示について  
 熊本県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求期間は、合格発表の日から平成22年1月7日 (木) までの午前8時30分から午後5時30分までとする。  
 受験者本人から申し出があった場合に限り、その者の得点を口頭で開示する。  
 開示を希望する者は、合格発表後、受験票を持参のうえ、熊本県健康福祉部薬務衛生課において開示請求を行うこと。

- 7 問い合わせ先
- (1) 熊本県健康福祉部薬務衛生課
    - 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
    - 電話 096-333-2242
  - (2) 玉名地域振興局保健福祉環境部 (有明保健所) 衛生環境課
    - 郵便番号 865-0016 玉名市岩崎1004-1
    - 電話 0968-72-2184
  - (3) 鹿本地域振興局保健福祉環境部 (山鹿保健所) 衛生環境課
    - 郵便番号 861-0501 山鹿市山鹿465-2
    - 電話 0968-44-4121
  - (4) 菊池地域振興局保健福祉環境部 (菊池保健所) 衛生環境課
    - 郵便番号 861-1331 菊池市隈府1272-10
    - 電話 0968-25-4135
  - (5) 阿蘇地域振興局保健福祉環境部 (阿蘇保健所) 衛生環境課
    - 郵便番号 869-2301 阿蘇市内牧1204
    - 電話 0967-32-0535
  - (6) 上益城地域振興局保健福祉環境部 (御船保健所) 衛生環境課

- 郵便番号 861-3206 上益城郡御船町辺田見400
- 電話 096-282-0041
- (7) 宇城地域振興局保健福祉環境部 (宇城保健所) 衛生環境課
- 郵便番号 869-0532 宇城市松橋町久具400-1
- 電話 0964-32-1148
- (8) 八代地域振興局保健福祉環境部 (八代保健所) 衛生環境課
- 郵便番号 866-8555 八代市西片町1660
- 電話 0965-33-3198
- (9) 芦北地域振興局保健福祉環境部 (水俣保健所) 衛生環境課
- 郵便番号 867-0061 水俣市八幡町2-2-13
- 電話 0966-63-4104
- (10) 球磨地域振興局保健福祉環境部 (人吉保健所) 衛生環境課
- 郵便番号 868-0056 人吉市寺町12-1
- 電話 0966-22-3107
- (11) 天草地域振興局保健福祉環境部 (天草保健所) 衛生環境課
- 郵便番号 863-0013 天草市今釜新町3530
- 電話 0969-23-0172

熊本県公告第397号

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。  
平成21年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 業務概要

(1) 業務名

技術・技能者育成事業業務委託

(2) 業務内容

ア 製造業関連業種への求職者に対する短期講座の開催

(ア) 講座の内容：製造業において使用される機械の基本的な操作方法、就職基礎能力、IT演習等

(イ) 講座の期間及び回数：15日間×3回

(ウ) 講座の実施場所：熊本市及び同市近郊

(エ) 講座の定員：45人（1回当たり15人）

イ 募集及び就職支援

(ア) 受講生については、受託業者が効果的な方策を講じ、定員の確保と就職先確保に努める。

(イ) 講座終了後、就職に向けて支援し、就職者数の把握を行う。

2 委託期間

契約の日から平成22年3月31日（水）まで

3 企画コンペ参加者の要件

県内の民間教育機関及び地場企業等

4 企画提案書の提出について

(1) 締切日時：平成21年7月31日（金）午後5時まで

(2) 提出先：熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県商工観光労働部 労働雇用総室 産業人材育成室

(3) 提出様式：別途提示する仕様書の様式

5 受託者の選定方法

企画提案書によりカリキュラム内容、就職支援体制等を審査のうえ選定する。

6 事業説明会

(1) 説明会日時：平成21年7月23日（木）午前10時から

(2) 実施場所：熊本市水前寺六丁目18番1号  
県庁本館13階 1301会議室

(3) 説明会への参加について

説明会への参加を希望する者は、事前に7に記載の問い合わせ先まで連絡のこと。

(4) その他：説明会に参加できない者は、提出書類等について説明するので、7に記載の問い合わせ先まで連絡のこと。

7 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県商工観光労働部 労働雇用総室

産業人材育成室 公共訓練班 担当者：井上（イノウエ）、坂本（サカモト）

TEL 096-333-2344 FAX 096-381-6970

登載依頼

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年7月17日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛敏

**熊本県教育委員会規則第 1 0 号**

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和 3 9 年熊本県教育委員会規則第 1 5 号）  
 の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「普通科」を「普通科（次項第 4 号及び第 5 号を除く。）」に改める。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

熊本県立高等学校の次の各号に掲げる課程、学科及びコースの通学区域は県下全域とする。

- ( 1 ) 全日制の課程の専門教育を主とする学科
- ( 2 ) 定時制の課程
- ( 3 ) 総合学科
- ( 4 ) 湧心館高等学校の全日制の課程の普通科
- ( 5 ) 普通科のコース

別表を次のように改める。

学区名	高等学校名	通 学 区 域	
		地 域 名	備 考
県 中 央 学 区	済々黌高等学校 熊本高等学校 第一高等学校 第二高等学校 熊本西高等学校 熊本北高等学校 東稜高等学校 御船高等学校 甲佐高等学校 宇土高等学校 松橋高等学校 蘇陽高等学校 矢部高等学校	熊本市 合志市 宇土市 宇城市 上益城郡 下益城郡 菊池郡菊陽町	済々黌高等学校には、鹿本郡植木町及び菊池市のうち旧泗水町を加える。 第一高等学校には、鹿本郡植木町を加える。 第二高等学校には、阿蘇郡西原村を加える。 東稜高等学校には、阿蘇郡西原村を加える。 宇土高等学校には、上天草市のうち旧大矢野町を加える。
県 北 学 区	荒尾高等学校 玉名高等学校 鹿本高等学校 菊池高等学校 大津高等学校 阿蘇高等学校 小国高等学校 高森高等学校	荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 阿蘇市 阿蘇郡 玉名郡 阿蘇郡 鹿本郡 菊池郡大津町	菊池高等学校には、合志市を加える。 大津高等学校には、合志市及び菊池郡菊陽町を加える。 高森高等学校には、上益城郡山都町のうち旧蘇陽町を加える。
県 南	八代高等学校 八代南高等学校 氷川高等学校 水俣高等学校 人吉高等学校 人吉高等学校五木分校 多良木高等学校 天草高等学校	八代市 水俣市 人吉市 天草市 上天草市 葦北郡 球磨郡 八代郡 天草郡	大矢野高等学校には、宇城市のうち旧三角町を加える。

学 区	天草高等学校天 草西校 天草高等学校倉 岳校 天草東高等学校 牛深高等学校 大矢野高等学校 河浦高等学校 芥明高等学校		
--------	---	--	--

附 則  
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県教育委員会公告第 9 号**  
次のとおり一般競争入札に付する。  
平成 21 年 7 月 17 日

熊本県教育長 山本 隆生

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量
    - ア 教育用コンピュータ 350 セット
    - イ サーバ 10 セット
    - ウ その他周辺機器及びソフトウェア
  - (2) 借入物品の規格、品質等  
入札仕様書及び要求仕様書による。
  - (3) 借入期間  
平成 21 年 10 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日まで
  - (4) 納入期限  
平成 21 年 9 月 30 日 (水)
  - (5) 納入場所  
要求仕様書による。
  - (6) 入札金額  
入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、7 1 月賃借料率で計算すること。  
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額により入札すること。
  - (7) 最低制限価格の設定  
本競争入札には、最低制限価格は設けていない。
  - (8) その他
    - ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
    - イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に 3 に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
 

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。) による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル (取扱業種 O A 機器類)」に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
    - ア 審査申請の受付期間  
公告の日から平成 21 年 8 月 12 日 (水) まで (閉庁日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで提出すること。  
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
    - イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課 管理審査班 (県庁行政棟本館 2 階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2581
    - ウ 申請の方法  
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵

- 送により提出すること。  
 なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。
- 3 入札参加のための確認申請  
 本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(5)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。  
 なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所  
 ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
 申請書等を電子入札システムにより提出すること。  
 なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。  
 イ 書面による入札（以下「紙入札方式」という。）参加の場合  
 申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。  
 なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間  
 公告の日から平成21年8月19日（水）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (3) 確認結果の通知  
 確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所  
 熊本県教育庁高校教育課産業教育指導係（熊本県庁行政棟新館6階）  
 郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2683 ファックス番号 096-384-1563
- (2) 入札仕様書等  
 ア 閲覧（交付）の期間  
 公告の日から平成21年8月20日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
 イ 閲覧（交付）の場所  
 電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
- (3) 入札説明会  
 ア 日時 平成21年7月29日（水）午後2時から  
 イ 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 熊本県庁行政棟本館11階第1101会議室
- (4) 入札の日時及び場所  
 ア 電子入札システムによる入札  
 3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成21年8月26日（水）午後5時までに入札すること。  
 イ 紙入札方式による入札  
 (ア) 日時 平成21年8月27日（木）午前9時30分  
 (イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 熊本県教育庁高校教育課産業教育指導係（熊本県庁行政棟新館6階）
- (5) 開札の日時及び場所  
 4の(4)のイに同じ。
- (6) 再度の入札  
 開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。  
 再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成21年8月27日（木）午前10時30分までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法

ア 電子入札システムによる入札の場合  
 4の(4)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。  
 ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付  
 締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に  
 示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式に  
 よるものとする。

イ 紙入札方式により持参する場合  
 別に定める別紙様式3の「入札書」により作成し、4の(4)のイの日時及び場  
 所に持参し、提出すること。  
 ただし、代理人をして入札するときは、別に定める別紙様式2の「委任状」を入  
 札書と同時に提出すること。  
 なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成21年8月26日(水)  
 までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)するこ  
 と。

(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託  
 業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。

(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開  
 札日時」を朱書きし、同封すること。

(2) 開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。  
 ただし、紙入札方式において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその  
 代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又は  
 その代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれ  
 を行う。

(3) 入札の回数

入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。  
 なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式によ  
 り入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみな  
 す。

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込  
 みをした者を落札者とする。  
 なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システ  
 ムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(5) 無効の入札

- 次
- ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
- エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
- オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又  
 は2人以上の代理をした者の入札
- キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
- ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
- ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のIC  
 カードを使用して提出された入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札  
 執行者が認めた場合の入札
- サ 明らかに連合によると認められる入札
- シ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正  
 に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、  
 入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) その他

入札仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和  
 39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運  
 用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者決定の日から14日以内とする。

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から7日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金



議会事務局	局長 次長
-------	-------

に、

教育委員会	事務局 給食センター 教育分室 中学校 小学校	教育長 部長 課長 政策審議員 指導主事 所長 分室長 校長 教頭 校長 教頭
-------	-------------------------------------	---

を

監査委員事務局	局長
---------	----

教育委員会	事務局 給食センター 中学校 小学校	教育長 部長 課長 政策審議員 指導主事 所長 校長 教頭 校長 教頭
-------	-----------------------------	--

に改め、

選挙管理委員会	書記長
---------	-----

監査委員事務局	局長
---------	----

同表阿蘇市の項中

教育委員会	事務局 給食センター 中学校 小学校	教育長 部長 局長 審議員 次長 所長 校長 教頭 校長 教頭
-------	-----------------------------	--

を

教育委員会	事務局 給食センター 中学校 小学校	教育長 部長 課長 審議員 課長補佐 所長 校長 教頭 校長 教頭
-------	-----------------------------	--

に改め、

同表美里町の項中

町長部局	本庁（会計課を含む。） 出張所	課長 審議員 所長
------	--------------------	--------------

を

町長部局	本庁（会計課	会計管理者 課長 審議員
------	--------	--------------

	を含む。) 出張所	所長
--	-----------	----

に改め、

同表植木町の項中

町長部局	本庁（出納室を含む。）  病院  老人ホーム ふれあい文化センター	課長 室長 首席審議員 審議員 総務課課長補佐（総務、人事及び秘書広報担当の課長補佐に限る。） 企画財政課課長補佐（財政担当の課長補佐に限る。） 総務課班長（総務、人事及び秘書広報担当の班長に限る。） 企画財政課班長（財政担当の班長に限る。） 病院長 副病院長 診療部長 事務局長 総看護師長 看護師長 ホーム長 所長
------	--	--

を

町長部局	本庁（出納室を含む。）  病院  ふれあい文化センター	会計管理者 課長 室長 首席審議員 審議員 総務課課長補佐（総務、人事及び秘書広報担当の課長補佐に限る。） 企画財政課課長補佐（財政担当の課長補佐に限る。） 総務課班長（総務、人事及び秘書広報担当の班長に限る。） 企画財政課班長（財政担当の班長に限る。） 病院長 副病院長 診療部長 事務局長 総看護師長 所長
------	---	---

に改め、

同表南阿蘇村の項中

村長部局	本庁（会計課を含む。）  保育所	課長 審議員 総務課課長補佐（職員係の業務を担当する課長補佐に限る。） 財政課課長補佐（財政係の業務を担当する課長補佐に限る。） 所長
------	------------------------	--

を

村長部局	本庁（会計課を含む。）  保育所	会計管理者 課長 審議員 総務課課長補佐（職員係の業務を担当する課長補佐に限る。） 財政課課長補佐（財政係の業務を担当する課長補佐に限る。） 所長
------	------------------------	--

に改め、

同表西原村の項中

村長部局	本庁（収入役室を含む。） 保育園	課長 園長	を
------	---------------------	----------	---

村長部局	本庁（会計課を含む。） 保育園	会計管理者 課長 園長	に改め、
------	--------------------	----------------	------

同表嘉島町の項中

町長部局	本庁（会計室を含む。）	総括審議員 課長 室長 首席審議員 審議員	を
------	-------------	--------------------------	---

町長部局	本庁（会計室を含む。）	総括審議員 課長 会計管理者 室長 首席審議員 審議員	に改める。
------	-------------	--------------------------------	-------

別表一部事務組合の表川辺川総合土地改良事業組合の項職名の欄中「事務局長」を「会計管理者 事務局長」に改める。  
別表広域連合の表上益城広域連合の項職名の欄中「事務局長」を「会計管理者 事務局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第2号**

平成21年度第2回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年7月9日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
平成21年7月30日（木）  
13時30分から17時00分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 平成21年度熊本県公共事業再評価対象事業について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）  
電話096-333-2490

**熊本県公安委員会規則第8号**

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年7月17日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

## 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「法第57条第2項により、」を削り、「自転車等」を「軽車両」に改め、同条第1号ア中「二輪又は三輪の」を削り、同号ア(ア)中「乗車させている」を「乗車させる」に改め、同号ア(イ)中「背負い、ひも等で」を「負いひもその他これに類する用具により」に、「緊縛している」を「背負う」に改め、同号ア(エ)中「乗車させている」を「乗車させる」に改め、同号ア(エ)を同号ア(カ)とし、同号ア(ウ)中「第48条の13第1項又は第2項」を「第48条の14第2項」に、「乗車させている」を「乗車させる」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(カ)とし、同号ア(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児二人同乗用自転車（幼児2人を安全に乗車させるために必要な構造及び性能を有する自転車であって、2の幼児用座席が取り付けられているものをいう。以下同じ。）の幼児用座席に乗車させる場合

(エ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を負いひもその他これに類する用具により確実に背負い、かつ、幼児1人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合

第13条第1号イ中「二輪又は三輪の」を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。